

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

一	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）	1
二	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）	4
三	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	6
四	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）（抄）	7
五	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）（抄）	9

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「先端大型研究施設」とは、国の試験研究機関又は研究等を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる大規模な研究施設であつて、先端的な科学技術の分野において比類のない性能を有し、科学技術の広範な分野における多様な研究等に活用されることにより、その価値が最大限に発揮されるものをいう。

2 この法律において「特定先端大型研究施設」とは、先端大型研究施設のうち、次に掲げるものをいう。

一 特定放射光施設

二 特定高速電子計算機施設

3 この法律において「特定放射光施設」とは、独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

4 この法律において「特定高速電子計算機施設」とは、理化学研究所により設置される、極めて高度な演算処理を行う能力を有する電子計算機（以下「超高速電子計算機」という。）を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

5 この法律において「放射光共用施設」とは、特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。

6 この法律において「放射光専用施設」とは、理化学研究所以外の者により設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を使用して研究等を行うためのものをいう。

第四条 文部科学大臣は、第二条第二項各号に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、その共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する基本的な方向

二 特定先端大型研究施設のうち研究者等の共用に供される部分を利用した研究等に関する事項

三 特定先端大型研究施設のうち研究者等の共用に供される部分の整備に関する事項

- 四 特定先端大型研究施設のうち研究者等の共用に供される部分の運営に関する事項
- 五 その他特定先端大型研究施設の共用の促進に際し配慮すべき事項
- 3 特定放射光施設に係る基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、放射光専用施設を利用した研究等並びに放射光専用施設の設置及び利用に関する事項を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定先端大型研究施設の設置者の業務)

第五条 理化学研究所は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務を行うものとする。

特定放射光施設	特定高速電子計算機施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射光共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。</li> <li>二 放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。</li> <li>三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 超高速電子計算機を開発し、特定高速電子計算機施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。</li> <li>二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ul>

(実施計画)

第六条 (略)

2 前項の実施計画は、当該施設に係る基本方針の内容に即して定められなければならない。

(登録基準等)

第十一条 文部科学大臣は、第八条第二項の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

- 一 利用者選定業務の信頼性の確保のために利用者選定業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
- 二 次の表の上欄に掲げる特定先端大型研究施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄各号に掲げる者が利用支援業務を担当し、その人数が文部科学省令で定める数以上であること。

<p>特定先端大型研究施設の区分</p>	<p>利用支援業務を担当する者</p>
<p>特定放射光施設</p>	<p>一 研究実施相談者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この表において同じ。）において理学若しくは工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後五年以上放射光を使用した研究等の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定放射光施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する相談の業務を行う者をいう。）</p> <p>二 安全管理者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）に基づく第一種放射線取扱主任者免状を取得した後三年以上放射線に係る安全性の確保に関する業務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定放射光施設における研究者等の安全の確保に関する業務を行う者をいう。）</p>
<p>特定高速電子計算機施設</p>	<p>一 研究実施相談者（学校教育法に基づく大学において情報工学若しくは通信工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後三年以上電子計算機の操作に関する実務の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定高速電子計算機施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する相談の業務を行う者をいう。）</p> <p>二 ネットワーク管理者（学校教育法に基づく大学において情報工学若しくは通信工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後三年以上情報通信ネットワークシステム（複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式による流通及び情報処理を行うシステムをいう。以下この表において同じ。）の運営に関する実務の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定高速電子計算機施設における情報通信ネットワークシステムの運営の業務を行う者をいう。）</p> <p>三 情報処理安全管理者（学校教育法に基づく大学において情報工学若しくは通信工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後三年以上情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に関する実務の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定高速電子計算機施設における情報処理</p>

の安全性及び信頼性の確保に関する業務を行う者をいう。）

三 債務超過の状態にないこと。

2・3 (略)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）

（機構の目的）

第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 二 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
  - イ 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究
  - ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究
  - ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
  - ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 放射性廃棄物の処分に係る業務で次に掲げるもの（特定放射性廃棄物の最終処分に係る法律（平成十二年法律第百十七号）第五十六条第一項及び第二項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うこと。
  - イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する

る法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「埋設処分」という。）

ロ 埋設処分を行うための施設（以下「埋設施設」という。）の建設及び改良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理

六 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。

七 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

八 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

九 第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 2 (略)

### (区分経理)

第二十条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十七条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。）まで、第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれら

に附帯する業務のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務

二 埋設処分業務及びこれに附帯する業務（以下「埋設処分業務等」という。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 機構は、前項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定から、当該業務に伴い発生した放射性廃棄物（当該業務に係る承継放射性廃棄物を含む。）に係る埋設処分業務等に要する経費の財源に充てるべき額として主務省令で定めるところにより算定した額を、毎事業年度、埋設処分業務等に係る勘定に繰り入れるものとする。

### (利益及び損失の処理の特例等)

## 第二十一条 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額

を国庫に納付しなければならない。

- 4 埋設処分業務等に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
- 5 機構は、埋設処分業務等に係る勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

## 附 則

### (業務の特例)

第八条 機構は、当分の間、第十七条に規定する業務のほか、旧機構法附則第十条第二項の規定により旧機構が当分の間行うものとされた業務を行うものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

3 (略)

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) (抄)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④～⑧ (略)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号) (抄)

(放射線取扱主任者免状)

第三十五条 放射線取扱主任者免状は、第一種放射線取扱主任者免状、第二種放射線取扱主任者免状及び第三種放射線取扱主任者免状とする。

2 第一種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(以下「登録試験機関」という。)の行う第一種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(以下「登録資格講習機関」という。)の行う第一種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

3 第二種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は登録試験機関の行う第二種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は登録資格講習機関の行う第二種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

4 第三種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は登録資格講習機関の行う第三種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

5 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

6 文部科学大臣は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ぜることができる。

7 第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験(以下「試験」と総称する。)は、放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱い

に必要な専門的知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、別表第一の上欄に掲げる試験の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行う。

8 第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習（以下「資格講習」と総称する。）は、別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行う。

9 前二項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目、資格講習の受講手続その他の実施細目、放射線取扱主任者免状の交付、再交付及び返納に関する手続その他放射線取扱主任者免状に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

別表第一（第三十五条、第四十一条の二十六関係）

試験の種類	課目
第一種放射線取扱主任者試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 この法律に関する課目</li> <li>二 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いに関する課目</li> <li>三 使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目</li> <li>四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に関する課目</li> <li>五 物理学のうち放射線に関する課目</li> <li>六 化学のうち放射線に関する課目</li> <li>七 生物学のうち放射線に関する課目</li> </ul>
第二種放射線取扱主任者試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 この法律に関する課目</li> <li>二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目</li> <li>三 使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目</li> <li>四 放射線の量の測定に関する課目</li> <li>五 物理学のうち放射線に関する課目</li> <li>六 化学のうち放射線に関する課目</li> <li>七 生物学のうち放射線に関する課目</li> </ul>

別表第二(第三十五条、第四十一条の三十関係)

資格講習の種類	課目
第一種放射線取扱主任者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射線の基本的な安全管理に関する課目</li> <li>二 放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いの実務に関する課目</li> <li>三 使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目</li> <li>四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目</li> </ul>
第二種放射線取扱主任者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射線の基本的な安全管理に関する課目</li> <li>二 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱いの実務に関する課目</li> <li>三 使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理の実務に関する課目</li> <li>四 放射線の量の測定の実務に関する課目</li> </ul>
第三種放射線取扱主任者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 この法律に関する課目</li> <li>二 放射線及び放射性同位元素の概論</li> <li>三 放射線の人体に与える影響に関する課目</li> <li>四 放射線の基本的な安全管理に関する課目</li> <li>五 放射線の量の測定及びその実務に関する課目</li> </ul>

○独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研

究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。
- 四 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)